

令和4年度  
第1回

## 江東区総合教育会議議事録

令和4年9月6日（火）

江東区教育委員会

令和4年度 第1回江東区総合教育会議 議事録

- 1 開会年月日 令和4年9月6日(火)午後3時00分
- 2 閉会年月日 令和4年9月6日(火)午後4時06分
- 3 開会場所 江東区文化センター3階 第4、5研修室
- 4 出席委員 区 長 山崎孝明  
教育委員 本多健一郎(教育長)、眞貝裕利子、  
鈴木清人、本田和恵、安部敏啓
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長  
星名庶務課長、西尾学校施設課長、太田整備担当課長  
賀来学務課長、飯塚指導室長、守屋教育支援課長  
笠間地域教育課長、棚瀬江東図書館長  
長尾政策経営部長、大塚企画課長

6 議題

- (1) 江東区教育施策大綱の取組状況について
- (2) 一人一人のこどもと『ともに・・・』歩む  
スクールソーシャルワーカーの活用について
- (3) コミュニティ・スクールの今後の設置方針について

7 審議概要

杉 村 次 長 それでは定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第1回江東区総合教育会議を開会いたします。

本日の会議について、傍聴したい旨、3名の申し出がございました。傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人を入室させてください。

(傍聴人入室)

それでは開会にあたりまして、主宰者であります山崎区長よりご挨拶をお願いいたします。

山 崎 区 長 本日はご多忙の中、総合教育会議にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。この会議は、平成27年度に設置して以来、多岐にわたる課題について議論をしてみりました。今回は新しく安部委員が参加をされました。これまで以上に有意義な議論がされるものと期待をいたしておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

杉 村 次 長 ありがとうございます。  
それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。これより進行は山崎区長よりお願いいたします。

山 崎 区 長 それでは、本日の議題に入ります。  
「1 江東区教育施策大綱の取組状況について」を議題といたします。  
事務局より説明願います。

星 名 庶 務 課 長 庶務課長の星名でございます。それでは議題1「江東区教育施策大綱の取組状況について」を私からご説明をいたします。恐れ入りますが、お手元の参考資料、江東区教育施策大綱をご覧ください。画面にも写しますのでそちらも併せてご参照いただければと思います。こちらにつき

ましては、令和3年2月に5年計画として策定され、令和3年度は取組の一年目でした。ページをおめくりいただきまして、ご承知のこととは思いますが、大綱は、4つのテーマとそれに基づく10の施策、4つのテーマに共通した教育のICT化によって構成されており、これらの令和3年度における取組状況についてテーマごとにその概要をご説明をいたします。

それでは資料1-1をご覧ください。江東区教育施策大綱取組状況の概要版でございます。まず初めにテーマ1「学び・育ち」についてでございます。テーマ1では、確かな学びと豊かな心、健やかな体の3つの施策を推進してございます。施策1の確かな学びでは、主にこうとう学びスタンダードを基軸とした資質・能力について、施策2の豊かな心では、自己肯定感や多様性理解について、施策3の健やかな体では、心身の健全育成についての取組を進めてございます。令和3年度は、コロナ禍により、様々な活動制限がある中でも、1人1台端末の効果的な活用や、オリンピック・パラリンピック大会後における聖火トーチリレー、限られた中でも工夫し、多様な運動機会を創出するなど、学習能力向上や体力増進を図りました。今後の方向性といたしましては、ICT活用能力の更なる定着・向上や、自他の大切さや多様性理解など心の育成充実、運動への親しみや楽しさをより感じることができると運動習慣の確立をしていくなど、資質・能力・体力の向上を図る取組を充実させてまいります。

続きまして、テーマ2「自分らしさ」についてでございます。テーマ2では、個に応じた教育と丁寧な相談の2つの施策を推進してございます。施策4の個に応じた教育では、主に個性や能力に応じ一人一人の子どもたちに適した教育や支援について、施策5の丁寧な相談では、児童や生徒、保護者に寄り添った相談体制の推進についての取組を進めてございます。令和3年度は1人1台端末を活用し、一人一人の学習状況に応じた個別学習の実施や、日本語指導を要する児童・生徒への講師派遣を実施するなど、多様性を尊重した取組を行いました。また、特別支援教育システムの構築による相談者の利便性の向上、教育相談や就学相談等のワンストップサービスを充実させ、ICTの活用による相談体制の強化を図りました。今後の方向性といたしましては、引き続き、特別な支援や配慮を要する児童・生徒の増加やニーズの多様化に対応する支援体制を整備し、また、子どもや保護者の悩みの問題早期発見・対応のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を進めるなど、支援を必要とする人達への十分なサポートが届く環境を整えてまいりたいと考えてございます。

続きましてテーマ3「環境」についてでございます。テーマ3の環境では、施設の整備・充実と安全安心・居場所づくりの2つの施策を推進してございます。施策6の施設の整備・充実では、校舎の改築・改修、点検・保守など学校施設の整備や学校ICT環境の整備について、また、施策7の安全安心・居場所づくりでは、江東区放課後子どもプランに基づく江東きつずクラブの運営のほか、通学路の安全対策など、安全で健やかな居場所づくりや安全を確保する環境の構築についての取組を進めています。令和3年度につきましては、南砂中学校及び八名川小学校の改修工事が完了し、数矢小学校の大規模改修工事、第二大島中学校の改築工事を実施いたしました。学校のICT環境整備では、児童・生徒への1人1台端末の配備が完了し、高速大容量無線LANの設置を進め、校内ネットワーク環境を整備し、児童・生徒の情報活用能力育成の環境整備を図ったところでございます。また、江東きつずクラブの保留児童の解消、通学路の安全点検の充実など、安心な居場所づくりと安全を確保する環境整備を進めました。今後の方向性といたしましては、校舎の老朽化や児童生徒推計等を踏まえ、改築・改修及び維持管理を計画的に実施するとともに、江東きつずクラブにおいては、質的向上、効果的・

効率的な仕組みの計画推進、また、学校安全においては、関係機関との連携を強めることで、学校の安全な環境の更なる確保を図ってまいります。

続きましてテーマ4「つながり」についてでございます。テーマ4では、地域・家庭、学校・教員、図書館・大学・企業等の3つの施策を推進してございます。施策8の地域・家庭では、主に地域連携や家庭教育支援について地域との協働体制の推進や、経済的支援による学習機会の確保などの取組を進めてございます。施策9の学校・教員では、教員の指導力向上や、学校における働き方改革の推進について、施策10の図書館・大学・企業等では、読書活動推進のための効果的な図書館サービスの充実や、教育現場と大学、企業等の連携についての取組を進めてございます。令和3年度は、地域学校協働本部において主任コーディネーターを対象とした研修会の実施や、家庭教育支援の人材育成を目的とした家庭教育ファシリテーター養成講座を新規開設いたしました。また、働き方改革推進においては、教員の勤怠管理システムの稼働を開始するとともに、「Challenge Wednesday」の導入により、教員の研修・授業研究時間の確保、定時退勤の促進を図りました。また、図書館サービスの充実として、読み聞かせボランティアによる出張おはなし会や学校等への団体貸出など、地域の読書活動を推進したほか、こどもプラザ図書館に1人1台端末用のWi-Fi環境を整備し、図書館機能の充実を図りました。今後の方向性として、地域教育活動の分野では、地域学校協働本部の全区的なレベルアップのため、コーディネーターの研修や学校への支援を進め、教員を取り巻く環境においては、引き続き働き方改革の取組を進めるとともに、オンラインを活用した研修充実を行うことで、時間的な負担軽減を図ってまいります。また、図書館における取組では、読書活動を支えるボランティアの継続した育成・支援、学校等との連携を更に進めることで、地域教育活動の活性化、読書活動の推進を図っていきたいと考えてございます。説明は以上でございます。

山崎区長 ただいまの説明についてご質問を願います。眞貝委員。

眞貝委員 令和3年度より新たな教育施策大綱が始まりました。この新型コロナウイルス感染症が収まらない中でも、様々な取組が進められていたことは大変よかったと思います。新たな教育施策大綱について、令和3年度の評価と課題がありましたら、その対応について教えてください。

山崎区長 庶務課長。

星名庶務課長 それでは私から成果と課題についてお答えを差し上げます。令和3年度につきましては、引き続きコロナ禍の教育活動となったというところがございますが、子どもたちの学びを止めないために、1人1台端末を活用してオンラインの授業を行うこと、例えば、授業の中でお互いの考えを共有して議論することなど、様々な場面でICT教育の充実を図ってまいりました。全国学力学習調査の速報値が出たところですが、この中のアンケート調査のところで、本区では、パソコンやタブレット等の授業での使用頻度、こちらが小学校・中学校とも全国ですとか東京都の平均を大幅に上回っているというのが現状でございます。これは本区で、ICTを活用した事業が定着してきているということが伺える結果と考えています。また、ワンストップ型の教育相談でございますが、こちらについては利用者にとってわかりやすい相談体制を整備しまして、特別支援教育システムを構築することによって、利便性の向上が図られたというところがございます。こちらについては引き続き児童・生徒、保護者に寄り添った相談体制の強化を図っていきたいというふうに考えてございます。さらに、オリンピック・パラリンピック教育につきましては、その集大成であります学

校観戦につきましてはコロナの関係で残念ながら中止という形となりましたが、その代わりといたしまして、オンラインでのアスリートとの交流、全校参加のトーチリレー、こういったことを行いまして、オリパラを通じての多様性を認め合う心の育成、こういったものを行うことができたというふうに考えてございます。

一方課題でございますが、学習面では、学習者用のデジタル教科書の導入など、更なるICTの活用が求められているというところでございます。こちらにつきましてはやはり教員の使う力というところも必要になってくるというところでございますので、教員間での情報共有ですとか、活用能力の更なる定着向上、こういったことのために、研修等を通じて、ICT活用能力の向上を図ってまいりたいと考えてございます。また、ワンストップ型教育相談につきましては、内容の充実は図られているというところでございますが、周知が十分でないというところもございまして、使い方というところが十分に行き渡ってないと感じているところがございますので、必要としている人がより多く利用してもらうために、情報発信の充実を図ってまいりたいと考えてございます。さらに、コロナ禍の3年目というところがございますので、ウイズコロナの時代を見据えて、全ての教育活動をコロナ後において、コロナ前に単に戻すのではなく、改めてその必要性を検討いたしまして、こどものために真に必要な活動となるように、見直しを進めてまいりたいと考えているところが課題でございます。以上でございます。

山崎区長 その他にご意見ございませんか。安部委員。

安部委員 新たな教育施策大綱では、4つのテーマと教育のICT化が設定されているかと思えます。4つのテーマを進める教育のICT化について、1人1台端末は2年目を迎えました。現在の授業での活用方法について教えていただけないでしょうか。

山崎区長 指導室長。

指導室長 私からは教育のICT化についてご説明いたします。1人1台端末のChromebookの導入から2年目となり、各校では学習の中で日常的に活用しております。私としても、指導室訪問などで学校訪問していくと、文房具の一つとして活用できている、そういう様子をよく見かけられるようになりましたので、活用が進んでいるかなと思えます。具体的な活用方法については、学習者用デジタル教科書を使った学習では、算数・数学において展開される様子を見ながら、理解を深めて、面積や体積を求めたり、英語ではネイティブな発音が出ますので、発音による単語を文章で聴いたりする活動を行っております。後は、学習支援アプリ未来指導を導入しているのですが、それを使った学習では、一人一人の考えを画面上で一度に共有して友達の考えを共有する。また調べた内容を発表するために、プレゼンテーションの資料を使って、資料を作成したりすることができております。いずれにしてもその実態に応じて、その教科に応じた活用が図られていると思っております。また、家庭学習においても、教師が提示した課題を画面上で実施し、提出もChromebookを通して行う、そういった活用もされております。今後も1人1台端末を活用することで、児童・生徒一人一人の実態に合わせた学びを、より効果的に行われるよう取組を推進してまいります。以上です。

山崎区長 ほかにご意見ありますか。それでは、今の件について、全体的に教育長から何かご意見ありますか。

本 多 教 育 長 江東区教育施策大綱について、ご協議いただきましたけれども、この教育施策大綱は、教育推進プラン（第2期）と、密接な関係にあるものでございます。この教育推進プラン江東（第2期）ですけれども、「こどもたちが、夢に向かってのびのびと育ち、未来を担う人となること」ということを目指して、多くの方々に意見を聞きながら、事務局が総力をあげて策定したものであります。これまでの行政の計画にありがちなちょっと字が多くて、見づらいものということではなくてスリム化を図りながら、多くの方々に見て理解していただけるようなものとして作ってまいりました。

先ほど、事務局の方からも報告ありましたけれども、令和3年度、コロナ禍の中で、教育活動が制限されることもありましたが、1人1台端末の積極的な活用によって、江東区の教育改革は僕は大きく前進したと思っています。指導室長からも報告ありましたが、私もより多く現場に行こうということで現場に行き、その活用状況を見てまいりました。先般、今年度の全国学力学習状況調査の結果が出たところで、今後また詳しくご報告させていただきますが、その速報ということでお話をさせていただくと、こどもたちの自己評価の中で、授業の中でどれだけ端末を使っているかという数値も、全国、東京都、かなり上回って江東区は数値が上がってきていますし、こどもたちのテストの結果でも、プログラミングに関わる場所の正答率が非常に高かったというようなところも出ていますので、こどもたちの教育にはかなり成果が出てきていると思っています。

また7月に点検評価委員会も行いましたけれども、区民の方々、皆さんからも江東区の教育が順調に進んでいるんじゃないかということで、高く評価いただいているところであります。区長もご存知のように、こうとう学びスタンダードの取組を平成25年度から進めてきましたけど、これでこどもたちの基礎的なことを、要するに最低限これをやろうということは、もう確実に成果を上げてきたと思っています。区長も、学力調査の結果等で、ご存知だと思いますが、ここまでは本当に順調に進んできたと思っています。これから、僕はネクストステージに入っていくと。ここをしっかりと上げていかなきゃいけないと思っています。当然、そういった部分では、個別最適な学びと言われていて、こどもたち一人一人に応じた学びっていうのも言われていますし、こどもたちが主体的にやったり生き生きと、学びって楽しいなと思ったりですとか、後は自ら表現したり、色々考えてみたり、読解力ってよく言われていますけど、そういったことを更に上乗せしていくことが僕は重要だと思っていますので、こうとう学びスタンダードも今、ネクストステージって言葉をつけさせていただいて、このベースになっているこの上にあるもの、要するにこどもたちの一人一人の個性をしっかりと伸ばしていこうよということで、授業改善を進めていくという取組を各学校と進めておりますので、少しそこを更に力を入れて、成果を上げていきたいと思っておりますので、区長をはじめ多くの皆様方にも、教育推進プラン江東（第2期）のキーワードに「ともに」という言葉をつけていますが、是非ともお力添えをいただきながら、前に進めていければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。私からは以上です。

山 崎 区 長 ありがとうございます。学びスタンダードを始めて、江東区の小中学校の学力というのは非常に高まったというふうに思っています。当初と比べると、非常に全国平均、あるいは東京都平均を見ても、非常に高いレベルにあるのはもう数字を見れば明らかであります。この隅田川の東側、江東5区といいますが、この中でも群を抜いていいということをおはいろいろな会合でお伝えをしています。ただ、全体的に見ますと、それぞれ学校によって差がある。当然全部がいいというわけにはいきませんが、学校の差が開きがある。そういった差が出てしまうことについては、私たちもまた学校の校長もやはり認識しなくてははいけません。校園長会で私も言ったことがあります。自分の学校のこどもたちが今、区内においては何番目ぐ

らいに位置してるのか。自分の学校はどうか。そのことを校長自身が知らないで、これオープンにしていませんので、各区内の学校の順位を全部並べるってことはしませんから。でも自分の学校の点数はわかります。それが平均より上回っているとか、同じぐらい、下がっているっていうのはわかりますが、区内の学校との比較っていうのはない。ですからその辺をやはりもう少ししっかりと認識をして、それを先生方にしっかりと校長が指導やリードしていく。そうでもしないと、もうこれでいいんだ、全国平均より上なんだからいいやっていうふうでは駄目です。そういう何も競争をあおるわけではありませんが、自分の立ち位置をしっかりと認識することが、まず私はスタートだなどと思っていて、校園長会でも強くそのことを訴えたことありますが、ぜひそういった意味では、教育委員会もしっかりとその学校の現在の位置がどうか、教育はどうか、学力はどうか、そういったこと、あるいは何も学力だけではなくて、不登校の数ですとか、いじめの数ですとか、あるいはいろんな部活の成績ですとか、運動能力ですとか、そういったことも全部含めて、やはりその立ち位置をよく認識してほしいなと私は思います。是非この点は念頭に入れておいてほしいと思います。

本多教育長 ありがとうございます。今、区長から仰られたことは、事あるごとにお話いただいていると思います。先日、校園長会がありまして、私の方から今回の全国学力学習状況調査をどう分析するのかということと、これをどう活かすのかってお話をさせてもらいました。全体的に見ると平均値で、物事見がちですが、一番大事なものは僕は、一人一人だと思っています。私たちは当然江東区の平均値で物事見てしまいます。ただ、校長先生方に言ったのは、学校は顔が見えるだろうと。だから、こどもたち一人一人に合わせた改善をしていかなきゃ駄目だと、全体的に上げるために、同じようにするのはではなくて、例えばこの子はどう困っているのだと、この子は何ができないかというところも踏まえて、一人一人見るようにと言っていますので、そういったところを更に区長の話もありましたけど、学校と力を合わせて進めてまいりたいと思っています。ありがとうございます。

山崎区長 その他にご意見ございませんか。眞貝委員。

眞貝委員 まさしく今、区長がお話しされたとおりと、私もそう思います。平均っていうのはあくまでも平均ですので、必ず下の方のこどもたちを底上げするってことをきちんと学校で見ていただきたいと思います。言葉悪いですが、落ちこぼれの子がいないような江東区にしていきたいと思います。

山崎区長 その他にご意見ございませんか。よろしいですか。それではこの件は終わります。次、「2 スクールソーシャルワーカーの活用について」を議題とします。事務局より説明願います。

守屋教育支援課長 教育支援課長の守屋と申します。私からは議題2「一人一人のこどもと『ともに・・・』歩む スクールソーシャルワーカーの活用について」をご説明申し上げます。機器の操作の都合上、これ以降着座にて失礼いたします。なお、紙配付の資料2と同じものを正面にも映写しておりますので、どちらかをご覧くださいと思います。よろしく願いいたします。まず初めに、スクールソーシャルワーカーという職についてご説明申し上げます。スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士、もしくは精神保健福祉士といった国家資格を有する福祉の専門職であります。その内容ですけれども、児童・生徒、保護者家庭等のニーズを把握して支援を展開するとともに、学校や自治体を初めとする関係機関への働きかけを行うことが役割となっております。つまり、スクールソーシャルワーカー自身が関わることによって解決することも多々ありますけれども、基本的な役割とい

たしましては、調整役であるということをご改めて確認させていただければと思います。次の資料ですけれども、スクールソーシャルワーカーと似た名称の職としてスクールカウンセラーがごございますので、こちらで対比をさせていただきたいと思っております。スクールソーシャルワーカーにつきましては、先ほど申し上げた資格を有しております。また勤務については、私ども教育委員会事務局におきまして、学校に派遣する形態をとっております。職務内容は、こどもたちや保護者の皆様との面談、学校のケース会議に参加する、家庭訪問を行うなどを行っております。かたや、類似する役職でありますスクールカウンセラーであります。こちらは心理の専門職でございますので、臨床心理士、もしくは公認心理師の資格を有しているものが、配置されております。こちらは教育委員会事務局ではなく、各学校に配置をされている状況でございます。こちらにつきましてはこどもたちと面談したり、場合によっては保護者の方と面談したりというような形で、心理的なサポートを行っております。

次の資料ですけれども、平成29年度からのスクールソーシャルワーカーの対応件数、そして支援を行ったこどもたちの数の推移を示しております。こちら平成29年度の対応したこどもの人数157名でしたが、昨年度、令和3年度は245名となっております。人数比は4年間で1.5倍となっております。なお件数につきましてはこの間3.5倍となっております。人数の比率に対しまして件数の比率が多くなっているのは、それだけ一人当たりのサポートに時間を要している、丁寧に対応しているということをご理解いただければと思います。続きまして、本区のスクールソーシャルワーカーの配置状況でございます。こちらにつきましては現在5名のスクールソーシャルワーカーが活躍してくれています。なお、一人当たりの担当校数ですが、平均いたしまして、17校程度担当しているような状況でございます。そして次のスライドは理念的なスライドになりますけれども、現行の学習指導要領においては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、大切に育まれていく必要があるということが謳われております。これまで以上に教育におきましては、誰一人取り残さない。また一人一人を大切にということが求められておりますが、その一役をスクールソーシャルワーカーが担っている。そのような形となっております。

次のスライドですが、児童・生徒の視点で問題を捉える、もしくは課題を捉えるということがスクールソーシャルワーカーにとってはとても大切なこととなっております。ここでスクールソーシャルワーカーが対応するケースの一つで、不登校もしくは登校しぶりというものがありますが、その要因を捉えるにあたっての考え方を示したいと思います。その要因は様々です。ここに事例としてあがっておりますのが、一つには身体・健康的な側面、一つには心理的な側面、そして最後が社会・環境的な側面があります。例えば一つの事例として、朝、お布団から中々出ることができないという事例があったとします。それが果たして心理的な側面から来るものなのか。それとも、例えばですが、起立性調節障害といまして、これは身体的な疾患のために、朝起きられないという現象があります。こちらが出てくる現象としては、朝お布団から出られないという現象を、どの側面が原因であるかということを見据えること、そういったことをしていかなないと、解決に至るまでの、道のりが遠回りになってしまうということがあります。よって、この3つの観点を正しく捉えていくということが大変大切になってまいります。ここで、改めて、スクールソーシャルワーカーが対応している事例の項目別・主訴別の件数を見ていきたいと思っております。左側、圧倒的に多いのが不登校もしくは登校をしぶるような状況、続いて家庭環境、発達障害等、児童虐待、心身の健康・保健等となっております。

ここまで様々な数値的なものを見ていただきましたが、次は具体的にスクールソーシャルワーカーがどのような動きをしているのかということに



ついでご案内したいと思います。ここでは、事例として、登校しぶりが見られる児童・生徒に対する支援の具体についてご案内したいと思います。特にこの資料では、家庭・学校との連携について、抽出してございます。左の方に、お部屋の中でうずくまっているこどもの姿がありますけれども、中々学校に行きたくても行けない状況がございまして。でもこの時間帯、学校の教員、担任は授業をしております。では誰がサポートするのかというところでスクールソーシャルワーカーの出番となってございます。例えば、ご家庭に出向いて本人の話を聞いたり、保護者の方がどのようなことに困っているのか、そんなところに寄り添っています。そして、場合によっては登校の支援をするような場合もございまして。そして学校の場面だけではなくて、こちら左側の写真に載っておりますけれども、社会福祉協議会と連携する中で、例えば集会室のようなところで、勉強したり、友達と遊んだりするような場をつくる、その仲立ちをスクールソーシャルワーカーが担う場合もございまして。また、家庭から一歩出るというようなきっかけづくりということで、教育センターに保護者の方とお子様それぞれをお招きして、様々な関係性づくりを行う。そのようなことも行っております。このような形で社会性やコミュニケーションについてのサポートも行っております。次の資料ですけれども、不登校傾向のあるお子様の中には、ブリッジスクールに中々こう繋がっていかないようなお子さんもいます。そのような場合に授業のような形、もしくは自習のような形が難しくても、そこにスクールソーシャルワーカーが関わることによって、その場に誘っていく。そのような試みも行っております。またブリッジスクールとの連携も当然行っております。このようなサポートをすることで、学習面での不安に対してもお応えしていく、そのような機能も持っております。

さて、次の資料ですけれども、昨今報道等でもよく取り上げられますヤングケアラーについて触れていきたいと思っております。ヤングケアラーとは何なのか、どんなことをすべきなのか、この役割だということしていきたいと思っております。実はこのヤングケアラーにつきましては、新しい概念ですので、法律上の用語ではありませんが、一般的にはこのような状況を指してございます。例えば、家族に代わって家事をしている。小さなお子様や障害のある方々、もしくはお年寄り等の様子を見ているということがありますが、これは一般的なお手伝いの範囲を大幅に超えてしまっている、社会的なサポートが必要な状況である、そういった状況に置かれている18歳未満のこどものことを指します。そしてここで視点としてとても大事なのが、本人がその状況を当たり前だと思っていて、自分がヤングケアラーということが中々気づけないというような状況もございまして。このような社会情勢の中で、中々これまでは家庭に踏み込むことができなかった教育の関係者として、スクールソーシャルワーカーが関わってくる場面が今後増えてくるという状況になるかと考えております。そして冒頭で、関係機関との連携、つなぎ役ですよということもお知らせしたところですが、こちらの資料では、この関係者、また、児童相談所や子ども家庭支援センターなどの関係機関との連携のつなぎ役をしているということをご概念として示した図でございます。そして先ほどスクールソーシャルワーカー、福祉の専門家ということをお伝えしたところではあるんですが、常に対応というところだけを行っているわけではなくて、年間12回、スクールソーシャルワーカーのスーパービジョンの場を設けてございます。具体的には大学の福祉関係の先生を講師としてお招きして、スクールソーシャルワーカーが学ぶ場を設けております。また、スクールロイヤーといたしまして、法律の専門家の先生方との連絡会を3回程度設けて、ブラッシュアップを図っているところでございます。

次の資料でございますが、先ほどの話の中にもありましたけれども、昨今、様々な相談の形態がありますので、ワンストップ型の相談窓口を充実させているような状況がございまして。教育委員会事務局のそれぞれの機関、もしくは外部機関との連携をしておりますけれども、その中の一つのポジ

ションとして、スクールソーシャルワーカーが担っているというような概念図でございます。次のスライドでございますけれども、左側の写真、こちらは会議をしている写真ですが、教育センター内でケース会議というものを行っております。ブリッジスクールの先生方や、スクールソーシャルワーカー、心理士、特別支援教育の専門家等が集まりまして、それぞれのケースを個人情報に十分配慮した上で、連携しながら対応しております。また、右側の図ですけれども、様々なチャンネルで、保護者の皆様からの悩みを受けつけることができる、それを一本化していくと。そしてその一本化して受けつけた様々な悩みや相談事を、関係機関と連携しながら、解決に繋げていく。そういったことを図式化した図となります。最後のスライドになりますけれども、子どもたちを支援する大黒柱といいたまいますか、中心となるのはあくまでも学校です。ただ、学校は様々な困難な状況であるとか、多忙な状況もあります。そういった意味で、スクールソーシャルワーカーは、今やなくてはならない、縁の下の力持ちとして、福祉的な視点を持ちながら、積極的に子どもたちや保護者の皆様、学校のための調整役として、活動している状況がございます。私からのご説明は以上となります。ご清聴ありがとうございました。

山 崎 区 長 本件について質疑を願います。鈴木委員。

鈴 木 委 員 今のご説明で、スクールソーシャルワーカーが支援する児童・生徒が非常に増加傾向にあるってことはよくわかりました。はっきりとした理由はわからないかもしれませんが、この対象の児童・生徒、対応件数が増加している要因として考えられる理由は、どのようなことが考えられるか、教えてください。

山 崎 区 長 教育支援課長。

守屋教育支援課長 今のご質問の件ですが、大きく3点ほど要因があるのではないかと考えております。まず初めに、これまでは家庭内のことというのはいわゆるタブー視されてきた部分があるのではないかと。もしくは見過ごされてきた部分があるのではないかと思います。それが今や、一つの教育課題として、明るみになり、取り上げられるようになってきた。そういったことで対応する件数が増えてきたことは、まず要因の一つであろうかと思います。2点目の要因として考えられることですが、先ほどの説明の中にも一部取り入れさせていただきましたが、一人一人のケースに、短期的に一回だけで対応するのではなくて、2回3回と重層的に対応することが増えてまいりましたので、件数が増加している傾向があるかと思います。また最後3点目ですが、社会構造の変化、これが大変大きな要因を占めているのではないかと思います。今回は事例として挙げませんでしたけど、例えばインターネット上のゲーム依存というようなものがあつた場合に、世界中のプレイヤーと繋がっているというような状況で、我が国においては夜中であっても、相手の国はひょっとしたら昼間かもしれない。そうなってくると生活のペースも乱れてくるというようなことも想定されますので、それだけではありませんけど、様々な社会構造の変化、これも、対応件数が増えていく要素の一部ではないかと、そのように考えているところでございます。以上です。

山 崎 区 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 今の3番目の社会構造の変化によって、ゲームをやったりしてと言われると、そういう家庭の中の問題だと思うのですが、これにどのように対応していくのか教えてください。

山 崎 区 長 教育支援課長。

守屋教育支援課長 まずはそのご家庭の困り感、例えば、昼夜逆転をされていて困っているのか、それとも今のところそういった大きなケースはないですが、ゲームを課金するために家のお金を持ちだしてしまうとか、そういった経済的なところに課題があるのか、もしくはその生活リズムが乱れているところに課題があるのか。どこに課題があるかによって、対応をしたり、もしくはその連携先を見いだしていく、そのような対応をとらせていただいているところでございます。

山 崎 区 長 その他にご意見ございませんか。本田委員。

本 田 委 員 スクールソーシャルワーカーの皆様には本当にいろんな分野で関わってくださっているんだなということがわかりました。その中で児童虐待に関する対応ですとか支援を行ってくださっているのだと思うのですが、そうしたことに关しては迅速かつ適切に対応するということが求められるはずですが、具体的にはどのように対応されているのか教えていただけますか。

山 崎 区 長 教育支援課長。

守屋教育支援課長 虐待に関しましては、もうこどもたちの命に直結することですので、色々な会議等があっても最優先に対応しております。実際にこの夏季休業期間中も、こどもの所在が確認できないという事例がありまして、スクールソーシャルワーカーからの一報を受けた後、私自らが直接子ども家庭支援センターと連絡をとって、お子様の所在地を確認するような事例がありました。具体的には家庭での所在は確認できなかったのですが、結果としては、近隣の親戚宅にいらっしゃるということが確認できて、事なきを得たのですが、いずれにいたしましても、こどもの命に直結するところに関しましては最優先で対応させていただいております。スクールソーシャルワーカーだよりだけではなく、課をあげて対応している、そのような状況でございます。以上でございます。

山 崎 区 長 ほかにご意見ありますか。それでは、今の件について、全体的に教育長から何かご意見ありますか。

本 多 教 育 長 今、スクールソーシャルワーカーのことについてご協議いただいたところでありますけれども、区長もご存知のように家庭環境が今もう本当に多様化・複雑化してきている中で、中々学校だけでは見えにくい課題ということもあります。その中で行政が果たすべき役割って僕は重要だと思っておりますが、スクールソーシャルワーカーの存在は本当に重要で、先ほど報告もありましたが、この「つなぐ」という役割を本当にしっかり果たしてもらっていると思っております。私も実際に現場におりました時に、スクールソーシャルワーカーに本当に支えてもらいました。特に不登校傾向があつて、学校と中々連絡がつかない。要するに学校との連絡をあまり取りたがらない家庭もあつたりします。そういった中で、スクールソーシャルワーカーにも色々な方々がいらっしゃいますので、その得意な分野をうまく活かしながら家庭に入り込んでいって、生徒とうまくコミュニケーションを取ったり、家庭に対する支援、そういったところができる。また、スクールソーシャルワーカーは専門性が高いですから、そういった関係機関との繋がりもありますし、こういった時にどういったアドバイスが効くのかっていうのはよくわかっていますので、教員と違うところがその専門性が高いところなんです。そういった部分でのアプローチが非常に適切であるということがスクールソーシャルワーカーの存在価値かなと思っております。

先ほども報告がありましたけども、ヤングケアラーの問題については国がスクールソーシャルワーカーに対応させると言っておりますので、今後、スクールソーシャルワーカーの役割というのは、かなりまた大きくなってくると考えています。先ほど報告にもありましたが本区、3万5,000人の子どもたちがいる中で、今5人のスクールソーシャルワーカーでやっていますが今後、量的な面での充実、そして更に質的な充実というところをしっかりと取り組んでいかななくてははいけません。ここは急務だなと認識しております。これまでの成果を活かしまして、問題の早期発見・早期対応・支援、そういった部分について、子どもたちのやはり一人一人に対しての丁寧な支援、そして家庭に対するサポートをしっかりと進めてまいりたいなと思っております。以上です。ありがとうございます。

山 崎 区 長 その他にご意見ございませんか。よろしいですか。それではこの件は終わります。次、「3 コミュニティ・スクールの今後の設置方針について」を議題といたします。事務局より説明願います。

笠間地域教育課長 私はコミュニティ・スクールの今後の設置方針についてご説明させていただきます。お手数ですが資料3をお開きください。1のコミュニティ・スクールについてでございます。まず、コミュニティ・スクールについて概要や意義、経緯等について簡単に説明させていただきます。コミュニティ・スクールについてであります。学校運営協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールと呼んでおまして、学校運営協議会は、学校と地域住民や児童・生徒の保護者等が、学校運営に関する基本方針の承認や、学校運営をめぐる諸課題を共有し、そのために必要となる支援等について協議する合議体の機関として位置づけられております。協議会の委員は15名以内といたしておまして、学校運営に関して原則年3回協議会を開催し、協議することとしております。導入に至る経緯につきましては、平成16年に国の方ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、学校運営協議会が制度化されております。その後、平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会答申、「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた、学校と地域の連携協働のあり方と今後の推進方策について」を踏まえまして、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容といたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われまして、平成29年4月より施行されたといったところでございます。江東区におきましては、令和元年度に関係者でコミュニティ・スクール導入検討準備会を組織いたしまして、八名川小学校をモデル校として、コミュニティ・スクール導入に向けた検討を開始しまして、令和2年7月に江東区学校運営協議会規則の制定、同年10月に区内1校目として、正式に八名川小学校にコミュニティ・スクールを設置したところでございます。江東区のコミュニティ・スクールの仕組みにつきましては、資料の中段左側でございます。図の通りとなっております。イメージといたしましては、学校の運営方針について、ともに協議をしていく学校運営協議会、そして、その方針に基づいて地域の方々が中心となって、実働部隊として、様々な活動を行う地域学校協働本部、この二つが両輪となって、学校や子どもたちを支えていく体制になってございます。

地域学校協働本部は具体的にはPTAや青少年委員、そして町会等の幅広い層の地域住民、団体等が緩やかなネットワークを形成いたしまして、コーディネーターが中心となって、事業支援や環境整備、周辺パトロール等の活動を推進しているところでございます。現在、各学校には学校評議会が設置されておまして、学校運営協議会と何が違うのかといったところが、一番わかりにくいところかなと思っております。1つ目としては、学校評議員は学校長の推薦によりまして、教育委員会が委嘱しているのに対して、学校運営協議会の委員は、特別区の非常勤職員の位置づけと

ということになってございまして、教育委員会規則に基づき、教育委員会が任命してるところでございまして、2つ目といたしまして、任期につきましても、学校評議員が1年ということに対しまして、学校運営協議会委員は2年となっております。また3つ目になりますが、大きく異なりますのが、学校評議員は学校長の求めに応じて、評議員個人として意見を述べるのに対しまして、学校運営協議会委員は、学校運営や教職員の人事に一定の権限を持って関与する合議制の機関として位置付けられておりまして、こういった大きく3つ程違いがございまして、またコミュニティ・スクールの3つの機能と3つの要素というものがございまして、まず3つの機能といたしましては、1つ目として学校が作成する学校運営の基本方針を承認すること。そして2つ目といたしまして、学校運営について教育委員会及び学校長に意見を述べるができること。3つ目といたしましては、教職員の任用に関して教育委員会規則で定める事項について教育委員会に意見を述べるができることとしておりまして、これらの3つの機能は備えなければならないとされております。また3つの要素といたしましては、1つ目は「熟議」。地域でどのような子どもたちを育てるのかといった目標や課題を共有するための話し合い。2つ目といたしましては「協働」。子どもたちの成長を支えるという同じ目的のために協力して共通の課題に取り組むといったこと。そして3つ目といたしましては「マネジメント」。学校長のリーダーシップの下で地域との関係を築き、地域人材を活かした学校運営を備えるべき、が3つの要素とされてございまして。

資料の中段の右側になりますが、コミュニティ・スクールの設置のメリットについての記載になりますが、こちら記載のとおりでございまして。ただ、一部混乱を招きやすいというところもございまして、そちらの部分も少し補足させていただきたいと思っております。学校の②にございまして教職員人事について学校運営協議会の意見の反映が可能になるといったところがございまして、こちらにつきましましては、例えば子どもたちが嫌っているからといった理由で先生を異動させてほしいとそういったことではなくて、校長が学校運営として、来年度以降は例えば吹奏楽に力を入れたいので、そうした指導力のある教員が欲しいといった、建設的な意見を学校運営協議会としても承認した場合、学校運営協議会として教育委員会に意見を述べるができることといったところもございまして。2の国・都・他区の設置状況については記載のとおりとなっております。本件につきましましては、現在のところ八名川小学校の1校のみということになってございまして。また3の今後の設置方針についてでございまして。本区におきましては令和2年10月に区内第1号として、八名川小学校に設置いたしております。それに続く2校目3校目以降の設置に向け、現在学校や地元と調整を図っておりまして、令和5年度に小学校2校、中学校1校を現在のところ予定してございまして。その後につきましても学校運営協議会制度推進検討委員会にて協議をしながら、順次設置校を増やしていく予定でございまして。私からの説明は以上でございまして。

山 崎 区 長 ただいまの説明についてご質問を願います。鈴木委員。

鈴 木 委 員 コミュニティ・スクールの設置後の変化についてお聞きしたいのですが、コミュニティ・スクールを設置すると、これまでと具体的に何が変わっていくのかをお聞かせください。

山 崎 区 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 コミュニティ・スクールを設置することでこれまでと全く別の新たな取組を行わなければならないといったことではございません。今ある学校評議員委員会の仕組みを活かしながら、充実を図ってまいります。委員の役割につきましましては、従来の学校からの説明や報告を聞いて意見を述べるといっ

たことから拡大いたしまして、学校運営・教育活動について、互いに意見を出し合い考えながら学校と教育ビジョンを共有いたします。また、それとともに学校運営を進めていくといった姿勢が求められます。そのため、学校評議会、そちらを発展させるといった形になるかと思っております。以上でございます。

山 崎 区 長 その他にご意見ございませんか。本田委員。

本 田 委 員 今のお話の延長になるかもしれませんが、八名川小学校で現在設置しているところの成果としてはどんなものがあったのかも具体的にお聞かせいただけると嬉しいです。それと令和5年度設置予定の学校はまだ正式には決まっていないという解釈でよろしいでしょうか。大体いつ頃に決定するのか、もしわかれば教えていただけますか。

山 崎 区 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 学校運営協議会の設置の成果といたしましては、実際に今年度、学校長が作成した学校への基本方針、こちらに対しまして、協議会の方の意見を反映し、追記したといったところがあったと聞いてございます。また登下校の安全を守るためにいわゆるストップさん、旗を持って安全に子どもたちの通学を導くといったところがございますが、その1名の追加配置や、地域学校協働本部との連携で吹奏楽の指導ボランティアの配置ができたなどの成果を伺っております。この学校運営協議会で学校が抱える課題等について協議いたしまして、学校運営協議会という組織として意見を出すことで学校を後押しすることができ、地域と学校が連携して課題を解決することができるといったことを考えてございます。

また委員からもお話がございました、令和5年度の設置校、3校と言ったところでございます。現在、検討委員会のほうで進めてございまして、2月あたりの教育委員会でその辺ご報告させていただければと思っております。以上でございます。

山 崎 区 長 その他にご意見ございませんか。安部委員。

安 部 委 員 設置校を広げていくためには、教育委員会の事務局の職員の皆さんなどが頻繁に地域に足を運んでいただいて、理解を深める活動をしていただく必要があると考えていますが、現状と、来期以降、どのようにお考えになられているか教えていただけないでしょうか。

山 崎 区 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 まず学校運営協議会の制度推進検討委員会にて協議いたしまして、設置校候補となった学校に関しまして、地域の代表者が参加するいわゆる学校評議会、こちらの方でコミュニティ・スクールについての説明を事務局、事務局というのは私ども、地域教育課になります。これ私の方も今年度2回ばかり足を運ばさせていただきまして、評議会のほうで説明をさせていただいております。また、先行して地域のまず機運醸成を図っていくということが必要になってございまして、そちらの方も並行して進めるという方法もあると思いますが、やはりこれは学校と地域の連携状況にもよって、スムーズに入るのか入らないのかといったところが決まってくるのかなと思います。まず、学校長に意向調査を行いまして、学校の意向や状況を踏まえながら、順次設置校を増やしていくように取り組みたいと考えてございまして、7月に令和6年度以降の設置校について各学校に対しましてアンケート調査いたしてございます。基本的に令和6年度にやってみたいといったところが12校で、令和7年度は15校ということで今、手が挙が

っている状況でございまして、そういったところの中からやはりその地域との繋がりだとかそういったものを勘案しながら、それ以降の設置校については考えていきたいといったところでございます。以上です。

山 崎 区 長 その他にご意見ございませんか。校長がそういうふうに手を挙げてくれたということは理解が深まっているのか意欲があるのか、色々な見方があると思いますが、やるのであればもう少し早くスピードアップして、来年度は3校ではなくて、もっと増やしていく。手が挙がっているのであれば、どんどんやったほうが良いと思いますが、教育長いかがですか。

本 多 教 育 長 今、区長からお話がありましたが、やはり江東区の良さかなと僕は思っています。各学校やはりもう既に開かれた学校、地域の方と本当に協力している学校がたくさんある。そういった部分では、コミュニティ・スクールもいいんじゃない、どんどんやっていこうよと思っている学校が増えてきていると思っています。区長ご存知のように、江東区は100年以上の歴史がある学校がたくさんあります。これまでそういった学校は地域の本当に熱い思いで支えていただいていたきていました。また今も、変わることなく、学校を愛して下さって支えてくださっている方もたくさんいて、人情が熱い江東区ならではだなと僕は思っているところです。本当にありがたいなと思っています。しかしながら区長もご存知のように、発展とともに新たに開発された地域もありますので、地域によって様々状況も違うところがあります。そういったところをうまく活かしながら、地域に合わせたあり方っていうのもあるかなと思っています。

そのような中で、先ほど地域教育課長からも報告ありましたが、既に本区では全ての学校で地域学校協働本部というものを置いております。それぞれの地域や学校のニーズに合わせてながら、学校を支えてくださるシステムですけれども、ここのところをしっかりと機能させていくこと、これがコミュニティ・スクールの拡大にも繋がっていくところもあると思いますので、今、区長もできるところがあれば、どんどん進めた方がいいよと仰ってくださいましたので、実は既にその意向がある学校がどんどん出てきていますので、そういったところをうまく進めていきたいと思っています。しかしながら、地域の方々に負担をかけ過ぎてはいけないというところもありますので、そういったところは地域の方々のご意見を聞きながら、無理がないような形で、より地域も学校もより良くなるような形で、うまく進めていければと思っています。

先ほどSSW、スクールソーシャルワーカーのところもありましたけど、この「つなぐ」ということが僕、今すごく大事だなと思っています。スクールソーシャルワーカーは家庭や関係機関や子どもたち、そして学校と繋ぐ役割ですが、このコミュニティ・スクールは、地域と学校、そして子どもたち、様々なところを繋ぐ役割だと思っています。こういったところをしっかりと進めていきたいなと思っていますので、現在設置している八名川小学校の成果を他校に進め伝えながら、来年手が挙がっているところも更に成果を上げられるように、うまく進めていきたいと思っています。

今日は3つの課題をお話いただいたところでもありますけれども、今、学校の子どもたちを見ていくとやはり自己肯定感を高めていくってことは非常に僕は重要だなと思っています。そういった部分では、やらされるということではなくて、自分がやりたいことをしっかり取り組める環境を作っていくとか、そういった部分では子どもたち一人一人の個性を支えていくような教育をしっかりと進めていきたいなと思っています。今後とも、区長のご協力をいただきながら、しっかり教育を前に進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

山 崎 区 長 色々考えてみると難しさがある。創立150年とか140年の学校が何校もある中で、まだ学校ができてから10年か20年の新しい学校、しか

も、マンションの多い有明や豊洲のようなところで、この人選を簡単にできるかと言えばできない。民生委員もない、保護司もない。色々な委員を探すのも大変な状況で、今、空白地域になっている。PTAだって中々役員のなり手がいない。そういった中で、評議員会や運営協議会を誰に頼めばいいのかということになってくる。だからPTA活動をしっかりやって、そこで校長先生がよく見ていただいて、そういう中から選ぶということになっていかざるを得ないが、それにはやはりPTAがしっかりと地域それぞれの学校と一緒にみんなで力を合わせて学校を良くしていこうという、そういう意欲のある人たちを集めてPTAを構成していかないと基盤ができない。地域の人がどういう人だということ全く知らないわけだから。だから、これはちょっと場所によっては簡単にできる学校もあるが、簡単にはいかない学校もいっぱいあるということを地域教育課はよく認識しながら、基本的にはやはりPTAをしっかりと作って運営していつてもらうということが大事である。そこからスタートしていかないと人材発掘ができない。これは大変なことです。

運営協議会、学校評議員会ってこれは私でも難しい。私が難しいのだから、町の人にはわかるはずがない。だからもう評議員会をやめて運営協議会に集中するっていう方がいいのかもしれない。そんなこともやっぱり考えながらよく検討して、担当課長、頼みます。

笠間地域教育課長 はい。ありがとうございます。

本多教育長 ありがとうございます。区長が仰ってくださったことを地域教育課でまた進めてまいります。今、区長が仰られたように、わかりにくいところを何とかこうわかりやすくしていくこと。そしてまた、PTAの話もありましたけど、PTAも中々今難しい問題が出ていると区長もご存知だと思いますので、持続可能って言葉が今ありますが、そこをうまく進めていくことが必要だろうと思います。違う言葉で言えば、ウィンウィンってということもありますが、要するにPTAの方々も、これだったら参加したいなっていうことをうまく進めていく。学校もこれをお願いしたいっていうところをうまく進めていく。そういったところをうまくやっていく。新たな形がやはり少しずつ必要になってくると思いますし、区長が仰られたように、地域ごとそれぞれの特徴がありますので、そこも活かしながら進めてまいりたいと思っています。ありがとうございます。

山崎区長 よろしくお願ひします。ではよろしいですか。それでは、今日の議題3つを終了といたします。事務局から何かございますか。

杉村次長 それでは事務局からお知らせ申し上げます。今年度の総合教育会議は、2回の開催を予定しており、次回の開催は来年1月頃を予定してございます。ただ緊急的にご議論いただく事項が発生しましたら、また別途調整させていただきますので、その際はどうぞよろしくお願ひいたします。以上でございます。

山崎区長 以上で傍聴案件の審議が終了しましたので、傍聴人は事務局の指示に従い、ご退出願ひます。  
(傍聴人退室)

山崎区長 それでは、以上をもちまして、第1回江東区総合教育会議を閉会といたします。ご苦労さまでした。